

窓口からのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険税の税額と納付

7月中旬に29年度納税通知書を送付

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170
保険収納課 ☎(740)1177

国民健康保険税は加入者がいる世帯の世帯主に課せられます。

内訳と計算方法、軽減制度、減免制度については国民健康保険課、納付については保険収納課へ。

【税額の内訳と計算方法】

①医療給付費分（病院などの医療機関にかかるときの費用の財源）、②後期高齢者支援金分（現役世代が財政的に後期高齢者医療制度を支援するもの）③介護納付金分（40～64歳の人が介護保険の2号被保険者として介護保険制度を支援するもの）で構成。加入者の所得や人数などに応じて「所得割」「均等割」「平等割」が、①②は加入者全員に、③は40～64歳の加入者に賦課されます。

①医療給付費分（課税限度額は54万円）

所得割額	均等割額	平等割額
(28年中の「総所得金額等」-33万円)×6.72%	26,800円	20,600円

②後期高齢者支援金分（課税限度額は19万円）

所得割額	均等割額	平等割額
(28年中の「総所得金額等」-33万円)×2.67%	10,200円	8,000円

③介護納付金分（課税限度額は16万円）

所得割額	均等割額	平等割額
(28年中の「総所得金額等」-33万円)×2.62%	11,600円	6,000円

「総所得金額等」…収入額から控除額(公的年金等控除額と給与所得控除額、必要経費。社会保険料控除や扶養控除などの所得控除は含まない)を引いた額。

所得割額…マイナスになった場合は0円。

均等割額…被保険者1人につき課税。

平等割額…1世帯につき課税。

【軽減制度】

世帯の合計所得が基準以下の場合、保険税が軽減されます。29年度は対象を拡大しました。

【減免制度】

災害や解雇、廃業などにより納税が困難な場合、申請により減免を受けられる場合があります。税率改定後の激変緩和を目的に、経過措置として実施してきた子育て世帯への減免は、29年度は税率改定を行わないため実施しません。

【支払い方法】

納付書や口座振替、年金天引き（申請により口座振替に変更可）の方法があります。

国民健康保険高齢受給者証を更新

8月以降は新しい高齢受給者証を使用

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険に加入する70歳以上の人に交付している国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新します。新しい受給者証を7月末までに郵送しますので、8月1日(火)から使用してください。

国保脱退時の医療機関での受診に注意

新しい被保険者証が届くまでは医療機関に申し出が必要

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

就職や転出などで新しい健康保険に加入し、国民健康保険の脱退手続きを行うまでに医療機関などで受診するときは、国民健康保険の被保険者証を使用しないでください。使用した場合、国民健康保険の給付費相当額を返還してもらうことがあります。

新しい被保険者証が届くまでに医療機関などで受診するときは、社会保険などへの加入手続き中であることを医療機関などへ申し出てください。

の申請書に必要な事項を書き、申請してください。

【納付猶予制度】

20歳以上50歳未満の人は、世帯主（親など）の所得に関わらず、本人と配偶者の所得で保険料の納付が猶予される場合があります。



国民健康保険などについて、各種申請など、早めの手続きをお願いします。

後期高齢者医療

後期高齢者医療の保険料

7月中旬に29年度保険料額決定通知書を送付

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

後期高齢者医療の保険料は被保険者の一人一人にかかります。

【計算方法】

加入者の所得に応じた「所得割額」と「均等割額」が合計されます。

保険料(年額上限は57万円)

所得割額	均等割額
(28年中の「総所得金額等」-33万円)×10.17%	48,297円

「総所得金額等」…収入額から控除額(公的年金等控除額と給与所得控除額、必要経費。社会保険料控除や扶養控除などの所得控除は含まない)を引いた額。

【29年度の所得割額の軽減】

所得割額を算定するときの所得（「総所得金額等」-基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみ場合は211万円）以下の人は、所得割額が2割軽減されます。

【29年度の均等割額の軽減】

対象者と割合は下表の通り。

軽減世帯の基準額と軽減割合

「総所得金額等」(被保険者+世帯主)の基準額	軽減割合(軽減後年額)
33万円(年金所得の控除額を80万円として計算したときに、被保険者全員の所得額が0円になる場合)	9割*(4,829円)
33万円(上記以外)	8.5割*(7,244円)
33万円+27万円×被保険者数	5割(24,148円)
33万円+49万円×被保険者数	2割(38,637円)

65歳以上の公的年金受給者は「総所得金額等」から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して判定。

※本来は7割軽減だが、29年度は特例措置で上記割合。

【29年度その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割がかからず、均等割額は7割軽減されます。

後期高齢者医療被保険者証を送付

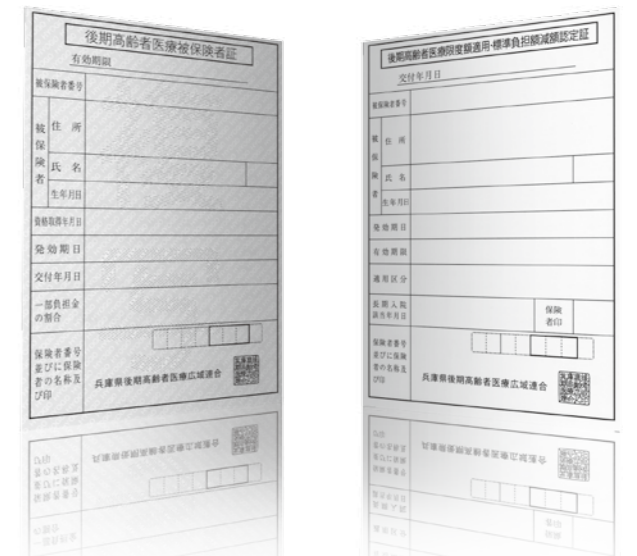
8月以降は新しい被保険者証を使用

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人に交付している後期高齢者医療被保険者証は、毎年8月1日に更新します。新しい被保険者証を7月末までに郵送しますので、8月1日(火)から使用してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、29年度の住民税課税所得と収入額をもとに計算されますが、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更することがあります。



介護保険

介護保険料の納付

7月中旬に29年度納入通知書を送付

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1148

65歳以上の被保険者一人一人にかかります。徴収方法には特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書払いや口座振替）があります。納付書が同封されている人は、納期限までに納付してください。納期は7月から30年2月までの毎月です。年金から天引きされている人や口座振替を利用している人は納付手続きの必要はありません。

介護保険負担割合証を送付

8月以降は新しい負担割合証を使用

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1148

要支援・要介護認定を持っている人に交付している介護保険負担割合証は、毎年8月1日に更新します。新しい負担割合証は7月末までに郵送。届いたら、担当ケアマネジャーまたは施設に提示してください。

